

地域密着型特別養護老人ホーム なでしこ 重要事項説明書

当事業者が提供する指定介護福祉施設サービスの内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

開設者の名称	社会福祉法人博友会
主たる事務所の所在地	静岡県御殿場市川島田字南原270番地
電話番号	0550-82-7601
代表者職	理事長
代表者氏名	土田 博和

施設の名称	地域密着型特別養護老人ホーム なでしこ
施設の所在地	山梨県南都留郡富士河口湖町船津2210番地
電話番号	0555-72-5601
介護保険事業所番号	1991300011
指定年月日	平成24年5月1日
施設長氏名	渡邊 秀美
交通の便	富士急行線河口湖駅から徒歩20分
併設事業所	高齢者住宅なでしこ

2. 施設の概要

定員	29人
居室	個室 29室 11.94～12.96㎡
共同生活室	1階 3か所
浴室	○個別浴槽 3か所 ○特殊浴槽 1か所
医務室	6.20㎡
その他の設備	○地域交流スペース ○セミパブリックスペース

3. 施設の従業者の概要

職 種	員 数	勤 務 の 体 制		
施設長	1人	常勤	1人	
医師	1人	非常勤	1人	
生活相談員	2人	常勤	2人	兼務 2人
看護職員	2人	常勤	2人	兼務 1人
介護職員	18人 うち介護福祉士 14人	常勤	10人	兼務 2人 非常勤 6人
機能訓練指導員	1人	常勤	1人	兼務
介護支援専門員	1人	常勤	1人	兼務
管理栄養士	2人	常勤	2人	非常勤 0人
調理員	8人	常勤	4人	非常勤 4人
事務員	1人	常勤	1人	

4. 施設の運営方針

- サービスの提供は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者ごとに施設サービス計画を作成し、目標を設定して計画的にサービスを提供するとともに、必要に応じて見直しを行います。
- 富士河口湖町、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5. サービスの概要

- 基本サービス
 - ① 食事 朝食：8：00～10：00
昼食：12：00～14：00
夕食：18：00～20：00
 - ② 介護 食事等の介助 着替え介助 排せつ介助 おむつ交換 体位交換
施設内移動の付添い 相談等の精神的ケア 日常生活の世話
 - ③ 入浴 最低、週2回入浴可能です。入居者の身体状況により特別浴又は清拭となる場合があります。
 - ④ 健康管理 嘱託医師や看護職員が入居者の健康管理を行います。
 - ⑤ 機能訓練 入居者の身体状況に応じて機能訓練を行います。
 - ⑥ レクリエーション 適宜入居者のためのレクリエーション行事を行います。
- 入居者の負担で受けられる「その他のサービス」
 - ① 理美容 外部業者の出張による理容・美容サービスが受けられます。
 - ② 金銭の管理

6. 利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービスの料金と、(2) 介護保険の給付対象とならないサービスの料金の合計が利用料金となります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービスの料金

下記の①基本サービス費に②加算サービス費を加えた金額です。

①基本サービス費（1日分）

厚生労働大臣が定める下記の料金表に基づき、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から、介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。サービスの利用料金は、入居者の要介護度に応じて異なります。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	682単位	753単位	828単位	901単位	971単位
自己負担1割	682円	753円	828円	901円	971円
自己負担2割	1364円	1506円	1656円	1802円	1942円
自己負担3割	2046円	2259円	2484円	2703円	2913円

※富士河口湖町は地域区分が「その他」であるため、単位数に10円を乗じた金額の負担割合証に記載された割合が自己負担額となります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間基本報酬に0.1%上乘せする。

②加算サービス費（1日分）

加算項目	単位数	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
看護体制加算（Ⅰ）イ	12単位/日（該当した場合）	12円	24円	36円
看護体制加算（Ⅱ）イ	23単位/日（該当した場合）	23円	46円	69円
配置医師緊急時対応加算	325単位/回（通常の勤務時間外の場合）	325円	650円	975円
	650単位/回（早朝・夜間）	650円	1300円	1950円
	1300単位/回（深夜）	1300円	2600円	3900円
夜勤職員配置加算（Ⅱ-Ⅰ）	46単位	46円	92円	138円
協力医療機関連携加算	100単位/月	100円	200円	300円
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12単位/日（実施した場合）	12円	24円	36円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20単位/月（実施した場合）	20円	40円	60円
個別機能訓練加算（Ⅲ）	20単位/月（実施した場合）	20円	40円	60円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位/月（実施した場合）	100円	200円	300円
外泊時費用加算	246単位/日（短期入院又は外泊をされた場合） ・1ヵ月に6日間が限度です	246円	492円	738円

初期加算	30単位/日 (入居日から30日間、30日を超える入院後再び入居した場合)	30円	60円	90円
退所前訪問相談援助加算	460単位/回(実施した場合)	460円	920円	1380円
退所後訪問相談援助加算	460単位/回(実施した場合)	460円	920円	1380円
退所時相談援助加算	400単位/回(実施した場合)	400円	800円	1200円
退所前連携加算	500単位/回(実施した場合)	500円	1000円	1500円
退居時栄養情報連携加算	70単位/回(実施した場合)	70円	140円	210円
特別通院送迎加算	594単位/回(実施した場合)	594円	1188円	1782円
栄養マネジメント強化加算	11単位/日 (管理栄養士が他職種との共同により、入居者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成し、これに基づいた栄養管理を行います。実施した場合)	11円	22円	33円
再入所時栄養連携加算	200単位/回(該当した場合)	200円	400円	600円
経口維持加算Ⅰ	400単位/月(実施した場合)	400円	800円	1200円
経口維持加算Ⅱ	100単位/月(実施した場合)	100円	200円	300円
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位/月(実施した場合)	90円	180円	270円
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位/月(実施した場合)	110円	220円	330円
看取り介護加算(Ⅰ)	72単位/日(実施した場合) 死亡日45日前～31日前	72円	144円	216円
	144単位/日(実施した場合) 死亡日30日前～4日前	144円	288円	432円
	680単位/日(実施した場合) 死亡日前々日、前日	680円	1360円	2040円
	1280単位/日(実施した場合) 死亡日	1280円	2560円	3840円
看取り介護加算(Ⅱ)	72単位/日(実施した場合) 死亡日45日前～31日前	72円	144円	216円
	144単位/日(実施した場合) 死亡日30日前～4日前	144円	288円	432円
	780単位/日(実施した場合) 死亡日前々日、前日	780円	1560円	2340円
	1580単位/日(実施した場合)	1580円	3160円	4740円

	死亡日			
ADL維持等加算（Ⅰ）	30単位/月（実施した場合）	30円	60円	90円
ADL維持等加算（Ⅱ）	60単位/月（実施した場合）	60円	120円	180円
自立支援促進加算	280単位/月（実施した場合）	280円	560円	840円
排せつ支援加算（Ⅰ）	10単位/月（実施した場合）	10円	20円	30円
排せつ支援加算（Ⅱ）	15単位/月（実施した場合）	15円	30円	45円
排せつ支援加算（Ⅲ）	20単位/月（実施した場合）	20円	40円	60円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3単位/月（実施した場合）	3円	6円	9円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13単位/月（該当した場合）	13円	26円	39円
認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位/日（実施した場合）	3円	6円	9円
認知症専門ケア加算Ⅱ	4単位/日（実施した場合）	4円	8円	12円
安全対策体制加算	20単位/回 （入所時に1回限定）	20円	40円	60円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40単位/月（実施した場合）	40円	80円	120円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位/日（該当した場合）	22円	44円	66円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位/日（該当した場合）	18円	36円	54円
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	46単位/日（該当した場合）	46円	92円	138円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本サービスと該当した加算サービスの合計単位数に83/1000乗じた単位数			
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本サービスと該当した加算サービスの合計単位数に16/1000乗じた単位			
介護職員等特定処遇改善加算	基本サービスと該当した加算サービスの合算単位数に27/1000乗じた単位			
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位/月（該当した場合）	10円	20円	30円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位/月	5円	10円	15円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位/月（該当した場合）	100円	200円	300円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位/月	10円	20円	30円

新興感染症等施設療養費	240単位/日（実施した場合）	240円	480円	720円
-------------	-----------------	------	------	------

※富士河口湖町は地域区分が「その他」であるため、単位数に10円を乗じた金額の負担割合証に記載された割合が自己負担額となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービスの料金

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者の負担となります。ただし、利用者負担段階が、第1段階から第3段階までの方については、①居住費と②食事に係る費用が、補足給付(特定入所者介護サービス費)の対象になりますので、負担限度額認定を受けている場合は、認定証に掲載してある負担限度額をお支払いいただきます。あらかじめ認定証をご提示ください。

①居住費

居室区分	利用者負担段階		1日当たりの負担額
ユニット型 個室	第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者	820円
	第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、 本人の合計所得金額+課税年金収入額 が年間80万円以下の方	820円
	第3段階 ①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、 本人の合計所得金額+課税年金収入額 が、 <u>年間80万円超120万円以下の方</u>	1,310円
	第3段階 ②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、 本人の合計所得金額+課税年金収入額 が、 <u>年間120万円超の方</u>	1,310円
	上記以外	本人が住民税課税者又は本人は住民税 非課税だが世帯内に住民税課税者がい る方	2,330円

※入院・外泊時においても、居住費2,330円をご負担いただきます。ただし、負担限度額認定を受けている方は、「外泊時費用算定時(6日分に限る)」は認定証に掲載してある負担限度額となります。

②食費

	利用者負担段階	1日当たりの負担額
朝食・昼食・夕食 (食材料費及び調理コスト) ※1日単位での計算になります。	第1段階	300円
	第2段階	390円
	第3段階①	650円
	第3段階②	1,360円
	上記以外	1,950円

③その他の利用費

項 目	利 用 料 金
預かり金管理サービス費	1,000円(1月1口座につき)
行事費	実費
理美容代	実費
教養娯楽費	500円

(3) 料金の支払い方法

あなたが当施設に支払う利用料金については、毎月10日までに前月分の利用料金の請求書を送付いたし、27日にご指定頂いた口座から引き落としとさせていただきます。

なお、お申し出により現金または振り込みでお支払いただく場合は、月末までにお支払いください。

7. サービスの利用方法

(1) 利用開始

当施設に利用申込書にてお申込みください。生活相談員が介護福祉施設サービスについてご説明します

この説明書によりあなたからの同意を得た後、当施設の介護支援専門員が施設サービス計画書を作成し、サービスの提供を開始します。

当施設の利用は、次の事項に該当するに至った場合には終了し、入居者に退居していただくことになります。

(2) サービスの終了

①あなたの都合でサービスを終了する場合

サービスの終了希望日の7日前までに文書で申し出て下さい。ただし、次の場合は、あなたは、文書で通知することにより、直ちにこの契約を終了することができます。

- ・当施設が正当な理由がなくサービスを提供しない場合。
- ・当施設が守秘義務に違反したとき。
- ・当施設が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

②当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。この場合は、サービスの終了予定日の14日前までに、理由を示した文書にてあなたに通知します。ただし、次の場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ・あなたがサービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて催告したにもかかわらず、その期限までに支払わないとき。
- ・あなたが当施設に対して、この利用契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

③その他の理由でサービスを終了する場合

次の場合は、サービスを終了するものとします。

- ・あなたが他の医療機関又は介護保険施設に、入院又は入所した場合。
- ・あなたの要介護認定区分が非該当、要支援または要介護1・2（特例入所の要件に該当する場合等を除く）と認定された場合。
- ・あなたが亡くなったとき。

- ・事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により、施設が閉鎖した場合。
- ・施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。

8. 施設利用の留意事項

ご利用に当たり、入居者の共同生活の場として快適性、安全性を確保するために、下記の事項をお守り下さい。

① 面会

面会時間：午前9：00から午後7：00までとします。

※新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等の感染症の予防の為、面会を一時的に見合わせて頂く場合があります。

② 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。(連絡先を確認させていただきます。) なお、外泊期間中の居住費を負担していただきます。

※新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等の感染症の予防の為、面会を一時的に見合わせて頂く場合があります。

③ 喫煙

敷地内は完全禁煙です。

④ 飲酒

お酒は従業員の管理の元で所定の時間、場所をお願いします。

⑤ 金銭の管理

大金の持ち込みはご遠慮下さい。必要に応じ預かり金サービスをご利用ください。

⑥ 施設・設備の使用上の注意

- ・居室、共用施設及び敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に施設・設備を破損したり、汚したりした場合には、入居者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

⑦ その他

- ・普段ご利用されているものを持ち込まれる場合は、従業員にご相談ください。(所持品には全て名前を書いてください。)
- ・当施設の従業員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ・ペットの飼育はご遠慮下さい。
- ・サービスの提供及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合は、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮に努めます。

9. 非常災害対策

災害への対応については、地域との連携を図り、消防法に規定する消防計画及び災害に対処する計画を策定し、防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

消防用設備	スプリンクラー設備 非常放送設備 誘導灯及び誘導標識	自動火災報知設備 避難器具すべり台 粉末消火設備及び消火器
消防計画	消防署への届出 令和6年6月1日 防火管理者 渡辺 翔 避難訓練・通報訓練 月1回 消火訓練 年2回	

10. 事故発生時の対応

- ① サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要かつ適切な措置を講じます。
- ② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ③ 施設サービスの提供によって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。
- ④ 施設内委員会において、その分析を通じた改善策を検討するとともに、従業者に再発防止を周知徹底する体制を整備します。

11. 虐待防止対策

施設は、虐待防止の委員会を中心として、虐待防止のための指針を整備し、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

12. 感染症の予防・発生時の対応

施設は、感染症が発生し、まん延しないように、委員会の設置・指針の整備・研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

13. 業務継続に向けた取り組み

施設は、感染症や災害が発生した場合であってもサービスの提供が継続できるよう、計画等の策定、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

14. 苦情処理

当施設の利用に関するご相談・苦情、及び施設サービス計画に基づいて提供する各サービスについてのご相談・苦情を承ります。苦情申し出者は、苦情を申し立てたことにより、何らかの差別待遇を受けません。

また、「意見箱」を1階事務室前に設置していますので、お気軽にご利用下さい。

苦情受付担当者	百瀬 真理（生活相談員） 電話 0555-72-5601
苦情解決責任者	渡邊 秀美（地域密着型特別養護老人ホームなでしこ施設長） 電話 0555-72-5601
第三者委員	日原 和美 電話 0555-72-1030
第三者委員	宇野 満子 電話 0555-72-1876

このほか、次の公的機関に苦情を申し立てることができます。

富士河口湖町 介護保険担当課	電話 0555-72-6037
山梨県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口	電話 055-233-9201
山梨県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	電話 055-254-8610

15. 第三者評価

提供するサービスへの第三者評価の実施については、実施していません。

16. 秘密保持と個人情報の保護

事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

17. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な処置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

18. 協力病院

山梨赤十字病院	電話 0555-72-2222
ツル虎ノ門整形外科・リハビリテーション病院	電話 0554-45-8861
しらかべ歯科医院	電話 0555-72-4182

令和 年 月 日

介護福祉施設サービスの提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

(事業者)

事業者所在地 御殿場市川島田字南原270番地

事業者名 社会福祉法人博友会

施設所在地 富士河口湖町船津2210番地

施設名 地域密着型特別養護老人ホーム なでしこ

代表者名 施設長 渡邊 秀美 印

説明者 生活相談員 印

この説明書により、介護福祉施設サービスに関する重要事項の説明を受けました。

(入居者)

住所

氏名 印

(代理人)

住 所

氏 名 印

入居者との続柄